

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回 豊島区保健福祉審議会
事務局(担当課)		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		令和2年12月11日(金)
開催場所		書面開催
議 題		議 題 1. 豊島区成年後見制度の利用促進について 2. 豊島区地域保健福祉計画の進捗管理について 報告事項 1. 豊島区高齢者福祉・介護保険事業計画の改定に向けた進捗状況について 2. 豊島区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の改定に向けた進捗状況について
公開の 可否	会 議	非公開(書面開催のため)
	会議録	公開
出席者	委 員	書面開催のため、当日の出席はなし
	幹 事	同上
	その他	同上
	事務局	同上

審 議 経 過

○書面開催の経緯と対応

- ・当初、令和2年12月11日（金）に保健福祉審議会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員を招集して会議を開催することが困難なため、保健福祉審議会会長と事務局において協議した結果、保健福祉審議会を書面により開催することとしたものである。
- ・全委員に対して、関係資料を送付し、確認及び令和2年12月25日（金）を締切として意見等を求めた。委員からの意見等は「第4回豊島区保健福祉審議会（12/11書面開催）における委員からの意見・質問一覧」のとおり。

<p>提出された資料等</p>	<p>次第 豊島区保健福祉審議会 委員名簿 【資料1】第3回豊島区保健福祉審議会会議録 【資料2-1】豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱 【資料2-2】豊島区成年後見制度利用促進専門委員会 委員名簿 【資料2-3】豊島区成年後見制度利用促進専門委員会スケジュール（案） 【資料2-4】第1回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R2.11.2 書面開催）における委員からの意見・質問一覧（概要） 【資料3-1】豊島区地域保健福祉計画 進捗管理の考え方について 【資料3-2】豊島区地域保健福祉計画における令和元年度評価（令和2年度実施） 【資料3-3】取り組み方針別平均評価 【資料3-4】取り組み方針にかかる主な課題と対応状況について 【参考資料1】豊島区基本計画（*）に係る施策貢献度評価と今後の事業の方向性による評価 【参考資料2】計画と「参考資料3」の整理 【参考資料3】豊島区地域保健福祉計画に関連する事業の令和元年度実施状況一覧 【資料4】豊島区高齢者福祉・第8期介護保険事業計画 パブリックコメントの実施について（案） 【資料5】豊島区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 パブリックコメントの実施について（案） 【資料6】豊島区保健福祉審議会スケジュール（案） 【資料7】第3回豊島区保健福祉審議会（10/9開催）における委員からの意見・質問一覧</p>
-----------------	---

第4回豊島区保健福祉審議会（12/11開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料2-4		成年後見制度利用促進計画の策定にあたり、まず、専門委員会の委員の方からのご意見・ご質問に対する対応方法と回答をお示しいただきたい。	第2回成年後見制度利用促進専門委員会（1/19開催）にて、別紙のとおり回答致します。
		次に、利用促進法が求めている ①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 について、本区の計画にどのように取り組み、実行していくのか、お示しいただきたい。	計画の骨子・内容については、法の趣旨及び国の計画を勘案し、今後、成年後見制度利用促進専門委員会にて検討していきます。
		志木市の促進基本計画の取り組み等についてはどうお考えになるか。	計画策定にあたって、志木市を始め、他市区町村における計画等を参考にさせていただきます。
資料3-3		ダイヤグラムを用いたことにより、視覚的にもわかりやすい。	
資料3-4		対応方針を絞ったことでメリハリがはっきりした点は評価できるが、反面、具体的な対応や根拠の掘り下げがもっと必要と思われる。	次年度以降は今年度同様、課題を絞った上で、それに対する具体的な対応方法や根拠の掘り下げに努めていきます。
参考資料3	7頁 ⑬生活困窮者等の自立支援 >生活保護受給者への自立支援の充実 >被保護者自立支援事業	2つ同じ名称の事業がある。違う事業だと思うが、何が違うのか教えてほしい。	被保護者自立支援事業は、生活福祉課と西部生活福祉の2課で実施しており、課が分かれているため行を分けて掲載しています。
		下の「被保護者自立支援事業」の指標は、定着支援支援者数と定着率としているが、上の「被保護者自立支援事業」の指標は、定着率と移行率になっており、その理由についても教えていただきたい。	いずれも定着支援者数及び定着率の指標で評価していますが、今回は同じ指標があることを見落としており、異なる指標を用いてしまいました。次年度以降、同様の事業については同じ指標を用いるように統一させていただきます。
その他		コロナ渦でデジタル対応にならざるを得ない側面も理解できるが、オンラインでの会議など双方向の議論で深める方法も検討していただきたい。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後オンラインでの開催も検討していきます。

第1回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R2.11.2 書面開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
	1.委員の委嘱について	委員会の構成(員数も含め)はどのように決められるのでしょうか。	今回の専門委員会については、福祉サービス権利擁護事業推進協議会の構成メンバーを参考に庁内調整の結果、構成員の区分、人数の案を作成し、最終的には区長決裁にて決定いたしました。
	2.成年後見制度の現状と課題について	<p>①基本計画において、地域における課題を下記各場面で整理し、体制を整備、対応強化が求められていますが、そのような整理はされているのでしょうか。</p> <p>1.制度の広報・周知 2.相談・発見 3.情報集約 4.地域体制整備 5.後見等申立 6.後見等開始後の継続的な支援 7.後見等の不正防止</p>	国が地域連携ネットワーク・中核機関に対して求める役割・機能（①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果）に対して、現在、サポートとしまが実施している事業等の比較一覧表を作成し、現状の整理を行っています。
		②保佐・補助の利用促進とともに任意後見制度についても周知活動・相談対応が求められていますが、任意後見制度の利用者情報等参考になる数字はありますか。	<p>①成年後見制度利用者数 任意後見：14人 ※令和元年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数を集計したものです。</p> <p>②成年後見関係事件の申立件数（令和元年） 任意後見監督人：4件 ※東京家裁（立川支部含む）に対して平成31年1月から令和元年12月までに申し立てのあった成年後見関係事件の件数を集計したものです。</p>
		③地域連携ネットワークの核になる中核機関について豊島区はどのような形態を考えているのでしょうか、家庭裁判所との連携もどのように構築するのでしょうか。	<p>・現時点で、中核機関の形態をどうするのか、豊島区では決定しておりません。</p> <p>・直営・委託・補助等のそれぞれのケースにおける課題を整理し、どういう形がこれまでの豊島区における取り組みを活かした形になるのか、当専門委員会における委員方々のご意見を踏まえ、計画に反映していきたいと考えております。</p> <p>・家庭裁判所との連携ですが、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の推進について」という取り組みの通知が、東京都を通じて、東京都社会福祉協議会より出されております。</p> <p>・豊島区として、この取り組みに活用するかどうか、今後検討する必要があると考えております。</p>
資料5		<p><別紙3> 地域連携ネットワークのイメージ</p> <p>④チームの中に親族を入れる必要があると思います。本人の既往歴や医療同意等で親族に協力をしてもらうことが現場では多くあります。</p>	本人の状況に応じて、チームに親族が入り、関係者や後見人と協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みづくりが必要と考えております。
		⑤高齢者一人暮らしの人たちに話をしても知らないことが多いです。また、介護認定を受けている方たちはケアマネージャーが携わっています。	今後、単身高齢者の方など一般の方のほか、ケアマネジャーなど専門職に対しても、成年後見制度の周知・啓発が必要と考えております。

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料5		<p>⑥障害分野で仕事をしています。制度利用につなげたいような知的障害や精神障害のある方に、制度にプラスのイメージを持っていただくことの難しさを感じます。そのため、計画の(1)にあるように利用者がメリットを実感できるといのは重要だと思います。</p> <p>包括や相談支援事業所に法律等専門職を派遣している志木市の取り組みや、社協が実践する任意後見を含む法人後見を実施している新宿区の取り組みなどは、現場レベルでは非常にありがたい取り組みだと感じました。しかしながら制度の本質を鑑みると、町田市のように地域住民に制度理解を根付かせていくことも大切にする必要があるとも思います。</p>	<p>成年後見制度に関する区民の方への周知活動を推進するとともに、他の自治体における取り組みについて、豊島区に取り入れることができるか、今後の検討の参考にしたいと考えております。</p>
2.成年後見制度の現状と課題について(続き)		<p>⑦「地域連携ネットワーク」の構築にあたって、高齢者分野においてケアマネジャーが担っている（担わざるを得なくなっている）ケアマネジメント業務以外の行為と、その理由を十分に吟味する必要がある。</p> <p>別添の参考資料（「第182回社会保障審議会介護給付費分科会」）にあるように、ケアマネジャーはケアマネジメント業務以外に、「必要に迫られ、やむを得ず」利用者・家族の代行等をしてしまうことが多くあり、逆に言えば、その働きにて、高齢者の在宅生活の継続が保たれている。</p> <p>また、ケアマネジャーが「必要に迫られ、やむを得ず」行わなければならないところに、現状の制度上での課題が表れている。</p> <p>地域福祉権利擁護事業にてカバーできていない要因（支援の内容や行うタイミング、支援にいたる手続きや時期等）も検討し、その隙間を埋める制度、あるいはネットワークの構築、ケアマネジャー等それをまかなわざるを得ない支援者等へのバックアップ体制等が策定できればよいのではないだろうか。</p> <p>ケアマネジャーが行っていることとして、資料では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理申請、代理手続き、書類の受け取り ・郵便物等の受け取り ・預貯金の引き出し、金銭の預かり ・入院時の付き添い、入退院の手続き ・家探し ・遺体の付き添い <p>などが挙げられている。</p> <p>また、この調査には出てこないが、医療行為への同意（あるいは、意思表示が不十分な方の同意への立ち合い）を求められることもある。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、ケアマネジャーの方が必要に迫られケアマネジメント業務以外の日常生活支援に関する様々な部分を担っていただいている部分があることは認識しております。</p> <p>社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業の実情を把握するとともに、今後、構築される地域連携ネットワークにおける検討課題として、成年後見制度利用に至るまでの生活支援の在り方についても検討しながら、ケアマネジャーの方が安心して業務できる体制づくりを検討してまいります。</p>
		<p>【意思決定支援に関する啓発や研修】</p> <p>⑧すでに高齢者福祉課や豊島区医師会なども行われているが、意思決定支援や臨床倫理に関する啓発や研修も、制度の推進に合わせて必要である。</p> <p>尊厳を守る支援を行うためには、一つの制度だけではなく複数の制度等を組みあわせ、またリレーしていきながら進めていく必要がある。チームにて支えていく。それには、意思決定支援等に関する共通した認識が欠かせない。</p>	<p>支援者が意思決定支援等に関する共通認識を持つためにも、必要な啓発や研修の実施等について、当委員会での検討を踏まえて、計画に反映したいと考えております。</p>

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
	3.豊島区の現状について	<p>①豊島区の成年後見制度利用の潜在的なニーズを知るための数字が、不足しているのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、認知症高齢者数の推移(推計)がわかる表、あるいは国の体制整備研修で、成年後見制度の利用ニーズを知るために、宮崎県が示した、最大母数を「介護保険認定者＋療育手帳所有者＋精神保健福祉手帳所持者数」とし、有効母数を「認知症高齢者数（自力度Ⅱ以上）数十・療育手帳A判定所持者数十・精神保険福祉手帳1級所持者数」とし、一部想定数として「日常生活自立支援事業利用者数十・市町村社協独自金銭管理支援事業利用者数十・障害者相談支援事業の使用ケース数十・療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者のうち高リスク世帯(一人暮らし、GH入居者、障害者のみ世帯)」の数字をあげているが、そのような数字が示されると、豊島区の現状の理解が進むのではないのでしょうか。</p>	※別紙 1・2 参照
	3.豊島区の現状について (続き)	②豊島区独自の問題としては一人暮らし高齢者の割合が高いこと、外国人人口が多いと言ったことがあげられます。その対策も必要で、特に任意後見制度の広報・相談が重要になると考えられます。	豊島区の地域特性に応じた効果的な制度の周知・啓発を検討・実施していくとともに、任意後見制度の広報・相談の実施についても、当専門委員会での検討の上、計画に反映したいと考えております。
		③成年後見制度の利用促進が進むと、後見人等1人での対応が難しい困難案件も増加すると思われれます。法人での受任も視野に入れ、法人での受任体制も整備が必要です。豊島区内に法人で受任できる場所はどれくらいあるのでしょうか。	法人として後見等を受任中で、区内に住所のある法人が4つあることを把握しています。 (弁護士法人 1、司法書士法人 1、公益社団法人 1、社会福祉法人 1)
		④成年後見制度に関する助成制度のありかたについても豊島区の基本計画に盛り込むことが求められていますが、現状どのような運用がされているのか、制度自体の積極的な広報はされておらず、わかりにくいものになっています。報酬の助成においては施設・在宅という切り分けではなくケースごとの事務により報酬を勘案し、予算の確保、ケースによっては報酬額の一部につき助成を認めるなど、柔軟な対応についても検討をお願いしたい。	後見制度に関する助成制度については、申立て費用の助成、後見人等の報酬に関する助成があり、それぞれ豊島区民社会福祉協議会、区と実施機関が分かれているなど、ご指摘の点については、よりわかりやすい事業周知を進めてまいります。また、報酬助成の在り方は他区の例等を調査・研究しながら、検討してまいります。
		⑤最近も豊島区内の病院で医療同意を強要されたとの情報があります。一般の方のみでなくまた各機関にも成年後見制度そのものの理解が行き渡っていない現状があります。各機関向けの勉強会・説明会等の広報も必要ではないのでしょうか。	専門職に向けた制度の周知・啓発も必要と考えておりますので、当委員会で検討の上、計画に反映したいと考えております。
		⑥実際の福祉ニーズがどのくらいあるか、より理解できる情報があれば共有したいです。例えば高齢者や障害者の総合相談の窓口に来た相談の内容についてなど。多問題家族など支援が不可欠なニーズの相談は近所からのゴミの苦情だったり、民生委員からの情報だったりします。そのあたりの資料が次回に添付して頂けたらと思います。	※別紙 3 参照

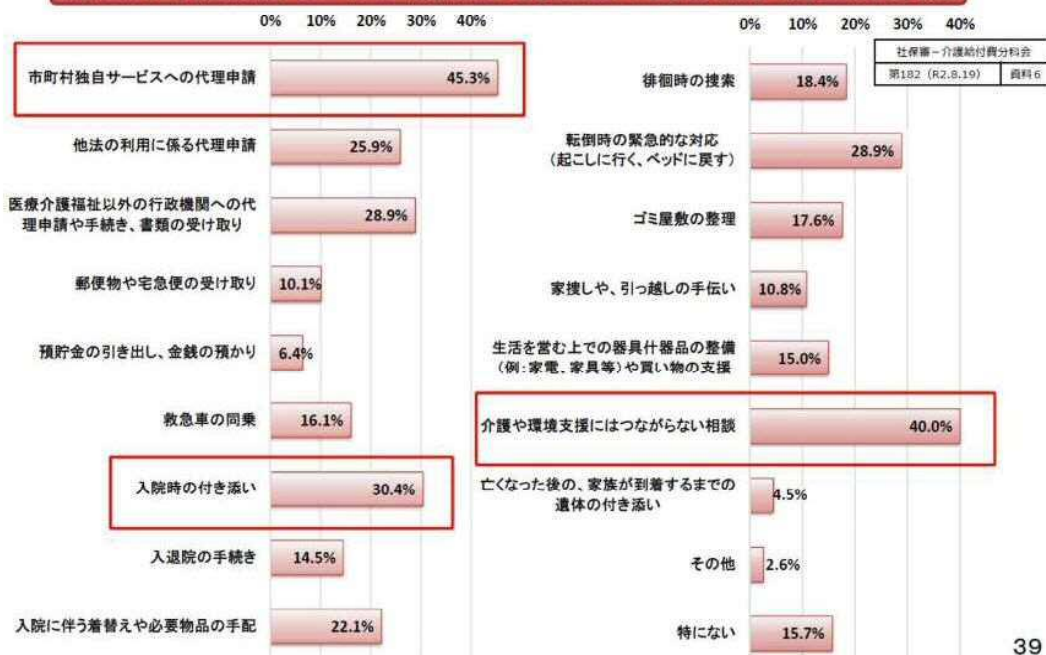
資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料7		P2 ③成年後見人等と本人との関係別件数（令和元年） ⑦社会福祉士が成年後見人になっているのは3人ですが、財産管理の需要が多いためでしょうか？	ご指摘のとおり日常生活費の管理に留まらない財産管理が必要な方が多く、司法書士等を候補者とする場合が多くなっています。 身上保護上の課題が大きい方については社会福祉士を候補者として依頼しております。
		⑧単身高齢者や外国籍住民の割合が高いことを考慮すると、親族後見人にだけ頼ることは難しい状況であり、地域としてニーズのある方をどのように利用につなげていけるのか取り組む必要を感じました。また、並行して長期的には、制度に関する住民理解をどのように深めていくかにも取り組んでいく必要があると感じました。	ニーズのある方が必要な制度につながる仕組みづくりの構築や区民の方への周知活動について、計画に位置づけることにより、取り組みの推進を図っていきたいと考えております。
資料7		別添資料p18（2）外国人人口の推移 ⑨外国人に対する、成年後見制度利用の実績または相談実績はあるのか。	・最高裁が公表している統計には外国人に関する実績の記載がなく、東京家庭裁判所に確認したところ、最高裁が公表している資料以外には統計はないとのことでした。 ・豊島区在住の外国人のうち65歳以上の方の割合は約3%であり、後見等のニーズは日本人と比較すると少ないものと思われます。
資料8		別添資料p27（13）障害者数（身体・知的・精神）の推移 ⑩精神障害者保健福祉手帳の申請件数が顕著である理由はなにか？	明確なことは言えませんが、精神障害の方を対象とした制度の拡大、自立支援医療の伸び等が背景にあると考えられます。

■「第1回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R2.11.2 書面開催）における委員からの意見・質問一覧」P2 項目「2. 成年後見制度の現状と課題について（続き）」⑦

ケアマネジメント業務以外で、必要に迫られ、やむを得ず行ったことがあること

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（令和元年度調査）【居宅介護支援事業所 ケアマネジャー調査票：複数回答】

平成30年1月～令和元年9月に、ケアマネジメント業務以外で、必要に迫られ、やむを得ず利用者・家族の代行等をしたこと





成年後見制度の概況及び 県内市町村の取組状況について

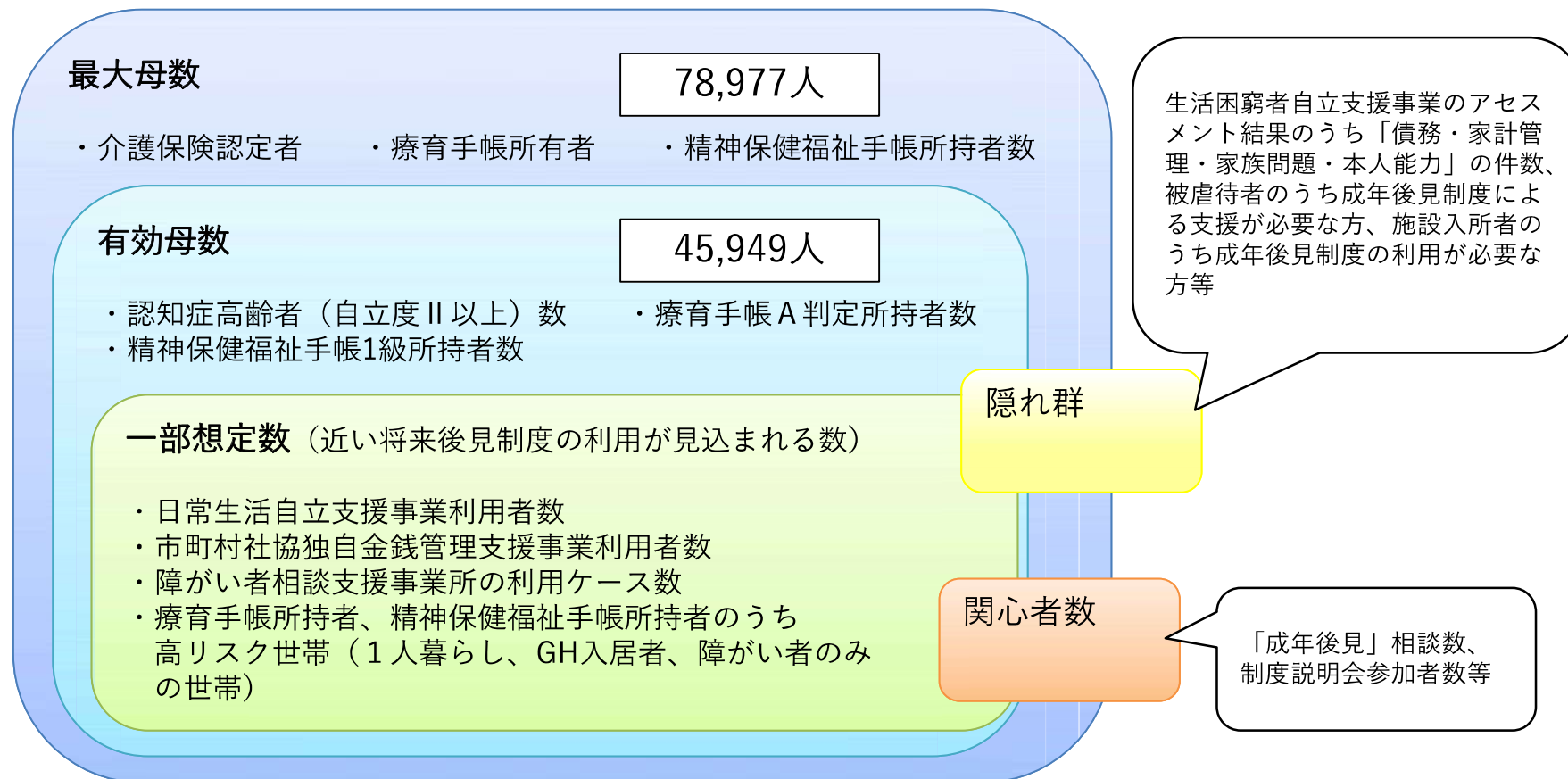
令和2年2月12日

令和元年度 宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議

宮崎県福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室



【参考】 定量的なニーズ（イメージ）



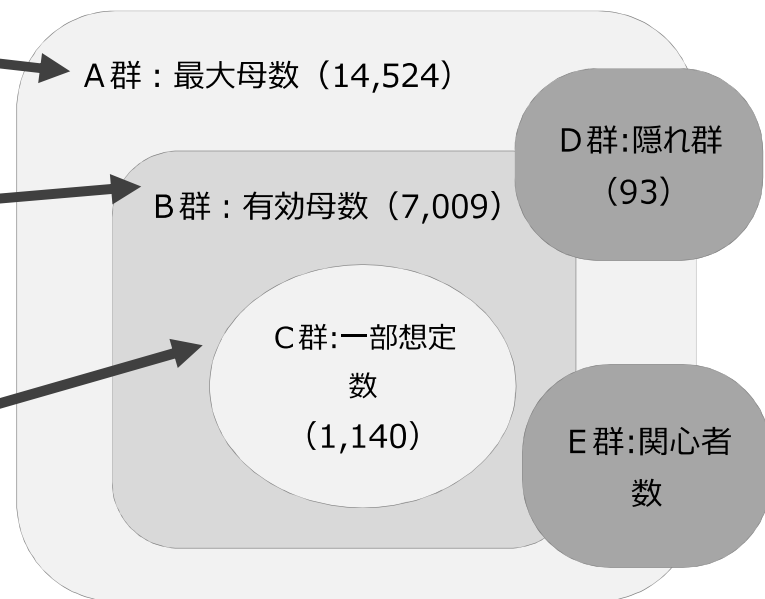
※1 上記イメージ図は、「H30.3.7成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ（豊田市報告）」をもとに作成

※2 各数値は宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ（R1.10.1時点について照会）。

市町村により時点が異なる場合がある。認知症高齢者は介護保険認定者について集計したもの）

豊島区における定量的ニーズ（イメージ）

A群：最大母数	
介護保険認定者（令和2年9月時点）	11,914 人
愛の手帳所有者（令和元年）	1,224 人
精神障害者保健福祉手帳申請件数（令和元年）	1,386 件
B群：有効母数	
認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱa以上） （令和2年4月1日時点）	6,629 人
愛の手帳1～2度所持者数 （令和2年3月31日時点）	318 人
精神保健福祉手帳1級新規・更新受付数 （令和2年3月31日時点）	62 人
C群：一部想定数	
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）契約者数（令和2年11月30日時点）	50 人
計画相談支援利用者数	810 人
愛の手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者のうち施設入所者、GH入所者数	280 人
D群：隠れ群	
生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の利用件数（令和元年度）	93 件
E群：関心者数	
専門家合同相談室における「家族・親族・成年後見」相談件数（令和元年度）	16 件
サポートとしま成年後見制度等講演会への講座参加者数（令和元年度）	294 名
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）への個別相談のうち「成年後見・遺言・相続・保証人」相談件数（令和元年度）	253 件



後見推定ニーズ （日本成年後見法学会 新井誠氏による試算）

総人口の1%（潜在的利用者）（※1）	2,869 人	（※2）
成年後見制度利用者数（合計）（※3）	548 件	

（※1）日本成年後見法学会 新井誠氏による試算
 （※2）豊島区人口 286,917人（R2.12.1時点）
 （※3）令和元年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数（後見・保佐・補助・任意後見）を集計したもの（豊島区分）。

※ニーズ項目及びイメージは、「平成30年3月7日成年後見制度利用促進フォーラムレジメ（豊田市報告）」を参考に作成しています。

※C群：一部想定数は、近い将来後見制度の利用が見込まれる数

39. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の事業

高齢者福祉課

平成 22 年 1 月より地域包括支援センターは「高齢者総合相談センター」という通称名を使用しています。

〔事業開始：平成 18 年 4 月〕

区内 8 箇所の高齢者総合相談センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

(1) 総合相談支援業務

高齢者や家族等からの各種相談に対して、初期相談をはじめ専門的な相談対応まで広く総合的に応じ多面的支援を行う。

(2) 権利擁護業務

地域において尊厳ある生活を維持し、安心した生活を送れるよう支援を行う。また虐待の早期発見・防止に関する業務を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した支援を提供するため、ケアマネジャーのサポートやネットワークづくり等の環境整備を行う。

(4) 介護予防支援・第 1 号介護予防支援

要支援 1・2 及び総合事業における事業対象者に対して、地域で自立した生活が送れるよう介護予防ケアマネジメントを一体的に実施する

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域の介護・保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、ネットワーク構築に取り組む。

(6) 地域ケア会議の実施

個別の課題解決から、地域課題の発見及び地域づくり、資源開発、政策形成等の機能を持つ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を実施する。

(7) 認知症の早期発見・早期対応に関する業務

名称	所在地	電話	担当地域	開設時間
菊かおる園 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	西巢鴨 2-30-19	☎ 3576-2245	巢鴨 3～5 丁目 西巢鴨 1～4 丁目	月曜～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 6 時 30 分 土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 4 時 30 分 ※日曜日・祝日・ 年末年始除く
		☎ 5980-1099	北大塚 1・2 丁目	
東部 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	南大塚 2-36-2	☎ 5319-8703	駒込 1～7 丁目 巢鴨 1・2 丁目	
		☎ 5319-2016	南大塚 1～3 丁目	
中央 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	東池袋 1-39-2	☎ 5985-2850	北大塚 3 丁目 上池袋 1～4 丁目	
		☎ 5985-2836	東池袋 1～5 丁目	
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	南池袋 3-7-8	☎ 5958-1208	南池袋 1～4 丁目 雑司が谷 1～3 丁目	
		☎ 5956-5076	高田 1～3 丁目 目白 1・2 丁目	
豊島区医師会 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	西池袋 3-22-16	☎ 3986-3993	西池袋 1～5 丁目 池袋 3 丁目	
		☎ 3986-5865	目白 3～5 丁目	
いけよんの郷 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	池袋本町 1-29-12	☎ 3986-0917	池袋 1・2・4 丁目 池袋本町 1～4 丁目	
		☎ 3986-0922		
アトリエ村 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	長崎 4-23-1	☎ 5965-3415	南長崎 1～6 丁目 長崎 2～6 丁目	
		☎ 5965-0300		
西部 高齢者総合相談センター 見守り支援事業担当	要町 1-5-1	☎ 3974-0065	長崎 1 丁目 千早 1～4 丁目	
		☎ 3959-8500	要町 1～3 丁目 高松 1～3 丁目 千川 1・2 丁目	

※平成 23 年 4 月より、高齢者の見守りを支援する専門相談窓口「見守り支援事業担当」を併設しています。

【 令和元年度 事業実績 】

地域包括支援センター別	包括的支援事業				介護予防支援事業	第1号介護予防支援事業
	実態把握件数	地域ケア推進会議(地区懇談会)開催回数	ケアマネジャー相談件数	地域ケア個別会議開催回数	予防給付プラン3月分請求件数	介護予防ケアマネジメント3月分請求件数
菊かおる園	831	10	769	31	196	102
東部	637	3	958	26	195	117
中央	300	2	457	6	138	93
ふくろうの杜	599	3	481	12	139	85
医師会	698	3	865	13	138	85
いけよんの郷	306	4	547	12	139	75
アトリエ村	451	3	1,013	29	170	132
西部	656	3	1,146	5	193	136
合計	4,478	31	6,236	134	1,308	825

※30年度に地域ケア会議の体系を再編したことにより、会議の名称が変更になりました。

【 令和元年度 相談実績 (相談方法) 】

地域包括支援センター別	来所	電話	訪問	その他	計
菊かおる園	1,307	1,295	831	51	3,484
東部	1,501	1,356	637	17	3,511
中央	983	1,614	300	22	2,919
ふくろうの杜	917	1,207	599	16	2,739
医師会	877	2,630	698	349	4,554
いけよんの郷	690	527	306	23	1,546
アトリエ村	1,314	1,664	451	65	3,494
西部	1,969	1,911	656	61	4,597
合計	9,558	12,204	4,478	604	26,844

【 令和元年度 相談実績 (相談内容) 】

地域包括支援センター別	介護保険	介護予防事業関連	介護予防事業関連	一般施策	医療・看護・保健	権利擁護	虐待	生活・経済	障害者制度	他の在宅サービス	その他	認知症	計
菊かおる園	1,713	562	36	469	1,132	249	104	628	43	486	300	574	6,296
東部	1,575	470	38	472	976	222	80	588	13	224	390	409	5,457
中央	1,400	551	48	418	922	167	72	624	14	96	418	496	5,226
ふくろうの杜	1,475	494	66	365	1,162	108	45	881	75	127	332	367	5,497
医師会	2,334	596	19	568	1,562	243	50	490	30	403	1,106	536	7,937
いけよんの郷	777	128	12	230	516	63	15	480	14	170	170	179	2,754
アトリエ村	2,043	887	12	466	1,416	303	285	1,046	43	681	663	541	8,386
西部	2,098	669	94	865	2,066	102	143	2,097	18	870	500	260	9,782
合計	13,415	4,357	325	3,853	9,752	1,457	794	6,834	250	3,057	3,879	3,362	51,335

7. 相談・指導

障害福祉課

心身障害者に対する相談・指導は、障害の種類、程度、家庭の状況等、きわめて多種多様なため、専門的な知識と技術を有する身体障害者福祉司と知的障害者福祉司及び保健師（精神・難病関係）が行っています。

この中で特に医学、心理学、職能等の科学的判定を必要とする場合には、東京都心身障害者福祉センターに依頼し、その判定に基づいて適切な指導、支援を行っています。

【 身体障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：昭和40年4月 都より移管〕

年度	区分	手帳について	更生医療	補装具	職業について	在宅について	施設について	医療保健	生活経済面について	日常生活用具	住宅設備改善	交通等の割引	法外事業	その他	計
27	障害者在宅支援グループ	1,773	298	548	6	46	131	16	83	401	18	898	89	2,648	6,955
	東部保健福祉センター	518	147	456	2	25	43	2	10	391	42	569	136	948	3,289
	西部保健福祉センター	402	140	248	5	48	18	0	61	160	7	14	109	150	1,362
	計	2,693	585	1,252	13	119	192	18	154	952	67	1,481	334	3,746	11,606
28	障害者在宅支援グループ	1,695	491	617	31	87	108	33	74	461	47	1,253	182	2,770	7,849
	東部保健福祉センター	569	90	297	3	14	21	0	10	252	15	556	126	745	2,698
	西部保健福祉センター	392	207	272	0	37	62	0	21	116	5	363	40	307	1,822
	計	2,656	788	1,186	34	138	191	33	105	829	67	2,172	348	3,822	12,369
29	障害者在宅支援グループ	2,053	578	840	41	120	148	7	61	594	40	1,652	42	3,379	9,555
	東部保健福祉センター	496	104	242	2	6	8	0	4	176	3	495	130	662	2,328
	西部保健福祉センター	106	5	39	5	6	2	7	3	22	7	67	0	145	414
	計	2,655	687	1,121	48	132	158	14	68	792	50	2,214	172	4,186	12,297
30	障害福祉課	2,727	513	1,149	9	69	80	18	68	864	41	1,963	1,106	2,180	10,787
元	障害福祉課	2,061	663	1,209	8	77	55	10	16	935	94	1,933	453	1,600	9,114

※西部障害支援センターは平成29年度、東部障害支援センターは平成30年度より業務を委託しているため、30年度以降は障害福祉課に統合して掲載。

西部・東部障害支援センターは業務委託化以降、特定相談支援事業（基本相談支援・計画相談支援）及び障害福祉サービスの受付・紹介を実施している。

【 知的障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：昭和40年4月 都より移管〕

年度	施設		職親委託	職業	医療保険	生活	教育	居宅サービス	愛の手帳	その他	計
	知障援護	その他									
27	836	71	0	94	56	223	15	324	140	3,282	5,041
28	955	82	0	108	109	353	22	413	95	3,090	5,227
29	614	173	0	125	74	282	21	182	52	3,179	4,684
30	992	267	0	214	374	640	38	493	271	6,051	9,340
元	411	60	0	64	52	147	7	243	73	2,353	3,403

【 精神障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：平成20年4月 保健所より移管〕

年度	福祉サービスの利用に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
27	1,438	329	527	481	3	197	123	120	347	126	33	40	3,764
28	1,522	503	315	286	1	144	43	46	266	133	4	3	3,266
29	1,533	414	247	468	0	83	19	65	240	129	10	2	3,210
30	1,972	242	289	463	8	59	28	66	195	87	6	0	3,415
元	1,769	207	200	447	7	22	20	101	148	56	9	2	2,988

【 難病患者等の相談・指導状況 】

年 度	福祉サービスの利用に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
27	60	8	8	2	0	3	2	1	0	3	0	0	87
28	22	4	2	2	0	1	1	0	0	1	0	0	33
29	28	3	17	14	3	0	0	0	1	0	0	0	66
30	50	24	35	20	0	0	0	1	0	3	0	0	133
元	47	12	17	0	0	0	2	0	2	0	0	0	80

8. 相談員制度

障害福祉課

〔事業開始：身体障害者相談員 昭和42年度、知的障害者相談員 昭和43年度〕

(1) 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な援護を行うため、原則として身体障害者のなかから身体障害者の福祉増進に熱意をもち、奉仕活動ができる人を、区長が委託（任期2年）し、次のような活動を行っています。

- ① 身体障害者の地域活動の推進
- ② 身体障害者の更生援護に関する相談・指導及び関係機関に対する協力
- ③ 身体障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 身体障害者相談員（6名） 】

（令和2年6月1日現在）

氏 名	委 託 実 績	住 所	電 話 番 号	備 考
徳 光 昌 代	平成22年4月～	長崎	3973-3060	肢体
小 宮 山 芳 人	平成20年4月～	南長崎	3953-2776	視覚
佐 藤 修	平成24年4月～	駒込	fax 5974-5846	聴覚
長 谷 川 則 之	平成28年4月～	南長崎	fax 3952-0616	聴覚
京 谷 光 子	令和2年4月～	南長崎	080-1120-3402	肢体
武 井 悦 子	令和2年6月～	北大塚	080-6521-8001	視覚

(2) 知的障害者相談員

知的障害者の更生援護に関し相談に応じ、必要な指導助言を行うため、知的障害者の保護者など、知的障害者の福祉増進に熱意を有し奉仕活動のできる人を、区長が委託（任期2年）し、次のような活動を行っています。

- ① 知的障害者の家庭における療育・生活などに関する相談に応じ、必要な指導・助言
- ② 知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し関係機関への連絡
- ③ 知的障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 知的障害者相談員（4名） 】

（令和2年4月1日現在）

氏 名	委 託 実 績	住 所	電 話 番 号
早 川 光 代	平成12年4月～	巢鴨	3915-6238
川 島 香 代	平成15年4月～	長崎	3972-5893
大 島 都	平成19年4月～	要町	3957-0350
小 森 由 美子	平成28年4月～	長崎	3958-7740

9. 手帳の交付

障害福祉課

(1) 身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳で、

障害の種類、程度により1級～6級に等級が定められています。

【 身体障害者手帳所持者数 】〔事業開始：昭和25年4月〕

（各年度末現在）

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
27	628人	622人	108人	3,811人	2,585人	7,754人
28	626	620	109	3,745	2,642	7,742
29	617	608	103	3,614	2,694	7,636
30	599	632	108	3,509	2,716	7,564
元	597	632	97	3,459	2,767	7,552